令和4年度山形県子育て支援員研修事業(地域子育て支援)企画提案募集要領

#### 1 事業の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に基づき市町村が実施する地域子育て支援拠点事業の専任職員として従事するために必要となる知識や技能を習得するための研修を実施し、その担い手となる人材育成及び資質の確保を図ることにより、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することを目的とする。

#### 2 事業の内容

事業の内容は、別添「令和4年度山形県子育て支援員研修事業(地域子育て支援) 業務委託基本仕様書」のとおりとする。

#### 3 提案上限額

年額625,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

#### 4 対象経費

本事業の対象経費は、次のとおりとする。

報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 5 応募資格要件

#### (1) 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していること(加入する 義務のない場合を除く。)。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づ く指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 県内に事業所(本店、支店又は営業所等)を有すること。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴

力団員等」という。) であること。

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号 に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に 関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと 認められること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は 関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

#### (2) 失格事項

提出書類が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは 失格とする。

- ① 本要領に定めた資格、要件が備わっていないとき
- ② 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

#### 6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書(様式第1号)	
② 企画提案書(様式第2号)	
③ 事業計画書(様式第3号)	
④ 経費見積書(様式第4号)	
⑤ 法人・団体概要書(様式第5号)	正本1部
⑥ 類似業務の履行実績書(様式第6号)	副本5部
⑦ 法人・団体の定款、規約、役員名簿等の写し	
⑧ 財務諸表 (直近決算時の損益計算書と貸借対照表、又は個人	
の場合これに準ずる書類(所得税の確定申告書の写し等))	
⑨ 法人・団体の事業活動が確認できる資料等	
⑩ 山形県各総合支庁が発行する県税(全税目)の納税証明書	原本1部
⑪ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	

#### (2) 提出方法

10の担当部局まで郵送又は持参により提出すること。(※提出期限必着) なお、持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

#### (3) 提出期限

令和4年4月22日(金) 午後5時

#### (4) その他

- ① 提案できる企画は、一提案者につき1件とする。
- ② 提出書類の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けるので、配送に要する日数を考慮するとともに、簡易書留を利用するなど、応募者において十分注意すること。

#### 7 企画提案の審査

提案のあった事業企画の内容について、県が設置する企画審査会において、次に 掲げる審査項目及び審査の視点に基づき提出書類及びプレゼンテーションにより 審査を行い、評価点数の最も高い者を最優秀提案者、最優秀提案者の次に高い評価 を受けた者を次点者として選定する。

ただし、同点の者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。 最優秀提案者等の選定結果は、各提案者に対し書面により通知する。

なお、応募者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果(平均点60点以上)により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がない場合には、一旦公募を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、 改めて募集を行う。

# [審査項目と審査の視点]

項目	着眼点等
①実施体制	○ 子育て支援分野の現状や課題について、的確な認識や
	豊富な知識を有しているか。
	○ 地域子育て支援コースに係る事業の基本的な知識を有
	しているか。
	○ 事業実施に必要な職員が確保され、円滑な実施体制が
	確立されているか。
②企画内容	○ 事業の目的、趣旨を正しく反映した提案内容になって
	いるか。
	○ 研修スケジュールが効率的、効果的な設定となってい
	るか。
	○ 開催時期、周知方法、会場設営、受講者の実費負担等は、
	受講者の立場を配慮した内容となっているか。
	〇 講師選定方法は妥当か。
	○ 使用するテキスト、資料等が基礎知識の習得と専門知
	識のスキルアップを図る内容になっているか。
	○ 演習など、学びが深まる工夫がされているか。
	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措
	置が講じられているか。
③事業費積算	○ 積算内容及び積算額は、仕様書に基づき適切な内容と
	なっているか。

## 8 質問・問合せ

(1) 受付期限 令和4年4月15日(金)

# (2) 質問・問合せ方法

任意様式(法人・団体名、担当者名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを明記すること)により、10の担当部局あてFAX又は電子メールにて、問い合わせること。

# (3) 回答方法

当該質問をした応募者に対し回答する。

## 9 委託契約に係る基本事項

(1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託締結に向けた手続を行う。

- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が5(2)失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続を行うことがある。
- (3) 当該事業の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を 契約と同時に納付しなければならない。ただし、この契約保証金は契約が支障なく 履行されたときには契約満了時に全額返還する。なお、山形県財務規則第135条に 該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合には、この要領は効力を有しない。

#### 10 担当部局・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県 しあわせ子育て応援部 子ども保育支援課 子ども保育支援担当 TEL: 023-630-2392 FAX: 023-632-8238